

平成24年

第1回市議会定例会 議案第58号

函館市縄文文化交流センター条例の一部改正について

函館市縄文文化交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市縄文文化交流センター条例の一部を改正する条例

函館市縄文文化交流センター条例（平成23年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による博物館法の一部改正に伴い、縄文文化交流センター協議会の委員の任命に関する規定を整備するため